

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月16日（第12日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝 上 広 行	9番	定 松 弘 介
2番	南 里 隆 司	10番	前 田 弘次郎
3番	田 島 隆 一	11番	吉 岡 英 允
4番	吉 岡 正 博	12番	草 場 祥 則
5番	岸 川 信 義	13番	片 渕 栄二郎
6番	友 田 香将雄	14番	西 山 清 則
7番	重 富 邦 夫	15番	溝 上 良 夫
8番	中 村 秀 子	16番	内 野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	下 平 博 明	総 務 課 長	谷 崎 孝 則
企画財政課長	大 串 恭 隆	総合戦略課長	山 口 裕 一
税 務 課 長	出 雲 誠	住 民 課 長	永 尾 宗 紹
保健福祉課長	山 下 英 治	長寿社会課長	小 野 勉
生活環境課長	川 崎 美津夫	農業振興課長	吉 村 浩
商工観光課長	筒 井 直	農村整備課長	吉 村 大 樹
建 設 課 長	鶴 田 浩 紀	会 計 管 理 者	久 原 美 穂
学校教育課長	久 原 正 好	新しい学校づくり課長	永 石 敏
生涯学習課長	矢 川 靖 章	農業委員会事務局長	石 田 善 人

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 原 賢 一
課 長 補 佐	片 渕 英 昭
議 事 係 書 記	草 場 雅 子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

2番	南 里 隆 司	3番	田 島 隆 一
----	---------	----	---------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第55号 令和7年度白石町一般会計補正予算（第5号）

日程第3 議案第56号 令和7年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第57号 令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明（追加議案）

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、南里隆司議員、田島隆一議員の両名を指名します。

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、議案第55号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第5号）」についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示してください。

総括及び歳入関係の1ページから13ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出関係に移ります。

14ページから26ページの商工費まで、質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

説明資料のタブレットの4ページ、未来につなぐさが移住支援事業について。

これは県費が195万円ということで財源内訳になっておりますけど、この中にも佐賀県が行う未来につなぐさが移住支援事業と連携するということですので、これは県

から要するにこのような要望があったことによって白石町もこれに乗ったという感覚でいいのか、これがまず1点ですね。

次に、タブレットの7ページ、道の駅しろいし推進事業費の分で、ここの急速充電器の本体の更新ということですが、これは経年劣化とかそういう形でのことだと思いますが、実際この急速充電を利用されたのは月どれくらいか、年間でも結構ですので、どれくらいの利用があったのかというのを伺いたしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○山口裕一総合戦略課長

まず、白石町未来につなぐさが移住支援事業補助金のことについてでございますけれども、こちらの事業のほうは県の要綱に基づくものでございます。それで、県費のほうは4分の3、町費のほうは4分の1ということで、これは全ての町が行っているというわけではございません。ほぼほぼこちらの補助金の分につきましては、佐賀県内のほうで約半数をちょっと超えるぐらいが実施している事業でございます。先ほど前田議員のほうから乗ったのかという話でございますけれども、乗ったということでございます。

以上でございます。

○筒井 直商工観光課長

道の駅の急速充電器の利用件数の御質問でございます。公表されているデータでお答えいたします。

令和3年度から公表されております。

令和3年度が1,832回、令和4年度が1,892回、令和5年度が1,476回、令和6年度が1,066回、それで令和7年度につきましては4月から8月末までになりますが、298回となっております。この現在のシステムを使っている道の駅では多いほうということで確認をしております。

以上です。

○前田弘次郎議員

まず、この最初のタブレット4ページの分の未来につなぐ移住さが、これはこの支援対象者というのがありますけど、この支援対象者というの白石町独自なのか、県からこういうふうな形で出さないということでは言われたのかをお伺いしたいと思います。

そして、タブレットの7ページの道の駅分ですけど、幾分年々下がってきてるのかなというのは、やっぱり電気自動車が大分世の中少なくなってるのかなということなのかどうなのかちょっと分かりませんが、今後また替える。これは耐用年数というのは大体どれくらいの年数になってるのかお伺いします。

○山口裕一総合戦略課長

こちらの移住支援事業につきましては、県の要綱に基づく要件ということで御理解

いただければと思います。

以上です。

○筒井 直商工観光課長

耐用年数の御質問ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

E V急速充電器の耐用年数は、国税庁の耐用年数表にE V充電器という項目がないため、類似の例により、建物附属設備の電源設備の6年に該当すると判断しております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

○吉岡正博議員

予算書の15ページ、タブレットでは17ページになりますけれども、この中に2の5目の財産管理費の中の13節、使用料及び賃借料ですが、ここに公用車管理費としてテレビ受信料ということで123万円補正が追加してあります。これは、間違っていたらすみません、今よく自治体のほうで話題になっているNHK受信料のカーナビ分のお支払いなんでしょうか、ちょっと確認でお尋ねいたします。もしそうであれば、その経緯と対象台数や何年分お支払いされるのかをお尋ねしたいんですが。

○大串恭隆企画財政課長

吉岡議員が申されましたとおり、カーナビの分でございます、今年の4月17日にNHKの佐賀放送局より総務課へ放送受信契約に関する御案内ということでメールが来ておりまして、その後6月6日に玄海町のカーナビの件が新聞に載りまして、我々も、はっと思ったところでございます、その3日後、6月9日の日にNHKの佐賀放送局経営管理企画センターより電話がございまして、それで庁舎内でも協議をいたしまして、県内でカーナビの件が出てきたのが玄海町だけだったものですから、ちょっと6月補正にも間に合わないということから、県内のほかの自治体の状況を確認しようということで今回に至ったわけでございます、台数といたしましては、役場の庁舎内だけで管理してる車が43台ございまして、それには学校等は入っておりませんが、その中でこれに該当する部分については10台です。それで、最長最短といろいろございまして、一番多いのが15年6箇月というのが最長でございます、これは現在もう壊れてるんですけど、壊れてるということの申告をするまで払わないといけないと、一番短いやつは一月ということで、その積算が今回補正を出しております123万7,000円ということでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

ちょっとびっくりしたんですが、遡って15年6箇月分も払う分もあるということ。

これは時効とかは成立しないんですか。

○大串恭隆企画財政課長

これは何に基づいて請求されたのかということをおもちゃと調べたんです。それで、放送法の第64条というものがございまして、第64条に規定がございまして、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約をしなければならないということが大原則になっておりまして、そこは分かっていたんですけども、どうも個人の方と事業所では取扱いが違うということになっていたようです。それで、自家用車の場合は、既に世帯でNHKとの受信契約を結んでいれば、例えば車にテレビの番組視聴が可能なチューナー付きのカーナビが搭載されていても追加契約の必要はないということですが、事業者の車では、テレビ付きのカーナビを搭載していれば、その車両1台ごとに個別契約が必要になるということになっておりまして、今回遡って契約をいたしまして、時効もございませぬので、この分を補正でお願いをしたというところでございます。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。ちょっと関連の話です。

先ほどあったように、恐らく届出を出してなかったら時効が成立しないという話だったということで答弁があったんですけども、今後例えばこの四十数台あるところは、多分ナビも使ってるものと使っていないものがあるとは思いますが、これはこのまま今回払ったものは続けていくのでしょうか、それともちょっと精査していくのでしょうか、そのあたりの答弁をお願いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

先ほど玄海町のお話をいたしました、玄海町については、テレビが見られないような措置を講じるというふうな記述が書いてございました。それで、どうするかということで私たちのほうも考えていたところですが、カーナビにつきましては、昔のカーナビはB-CASカードというカードが、テレビの衛星放送と一緒にですけど、あれが昔のカーナビにはついてるんです。それは、10台の中で1台は外しました。それで、その後、そのほかのカーナビについては、比較的新しいカーナビでございまして、そのB-CASカードがないということで、テレビが見れないようになるとカーナビが使えない、要するに43台あると申しましたが、遠方に行くためには公用車のカーナビを使わないと行けないというところもあって、それを外すということになると職員に非常に不合理、不条理になりますので、その分については今後も使わせていただくと。

もう一点、今度はいいことがございまして、申告をしたならば明くる年からその契約料については半額になるということですが、年間の分でございます。それ

で、今の契約でいきますと令和5年10月から月々1,100円なんですけど、1,100円といいますと年間1万2,000円幾らになりますかね、それが半額になるということですの
で、半額の値段なので6,138円になりますので、この分は必要な分、先ほど言いま
した10台の中で1台は既に壊れてますので、それとB-CASカードを除いた8台につ
きましては、毎年新年度予算で計上をしたいと思っております、この分については
計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

すみません。最後端的に。恐らく半額になった後の大体月の使用料としては総額幾
らぐらいになるのでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

年間で5万円程度になります。全部です。
以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

事業内容説明書、タブレットでは5ページ、スマイルしろいし子育て応援デジタル
商品券給付事業についてお尋ねをいたします。

基準日が9月1日となっておりますけれども、この基準日以降にお亡くなりになら
れた方と基準日以降誕生された方について、考えをお尋ねしたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

事業内容説明書のほうでは対象の基準日が予定ということになっておりますけども、
実際に令和7年9月1日が基準日ということになります。それで、順次10月末とか
11月頭に順次発送する予定としておりますけれども、もし基準日以降にお亡くなり
になられた方、これは子育てのデジタル商品券でございますので、レアなケースといえ
ばレアなケースなのかもしれませんけども、そういう方がいらっしゃった場合には、
一応基準日どおりに算定をしまして、こちらのほうから送らせてはいただきます。た
だ、御家族の心情的な問題とかございますでしょうから、そのあたりは郵送する際
には御家族宛てというようなことを記載させていただいて、郵送したいと思ってお
ります。

それと、基準日以降に今度は誕生された方につきましては、これは使用期間とい
うのが実際に1月31日までということになっておりますので、そのあたりの問題もあ
るんですけども、12月いっぱいにお生まれになった方は、それ以降も追って行って郵送
して、その方たちにも出生された方ということでお送りをしたいと思っております。
よろしいでしょうか。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上広行議員

主要事項説明書の1ページ、タブレットだと3ページ、広報戦略推進事業費についてですけど、シールやチラシを作りますというふうに書いてますけれども、その作製数の根拠と、あと何に使用する計画かというのが決まっているのかということをお尋ねいたします。

続きまして、資料の5ページ、タブレットだと7ページ、道の駅しろいし推進事業費の件ですけども、料金支払い通信サービスが終了というふうに書いてあったんですけど、詳しくどういうサービスなのかなというのと、それが終了したことによってどういった影響があるのかということをお教えください。

あと、その機器の更新の妥当性を判断したいので、急速充電器について内容を確認したいです。先ほど耐用年数6年で、その分は経過しているということだったんですけど、これは使えなくなっているのかというのが、そのサービス終了と関連して使えなくなっているのかなということを確認したいのと、あと維持管理のお金というのが、町から出ているものなのか、そのカンパニーから出ているものなのかということをお教えください。

それと、先ほど利用実績、件数は前田議員の質問で回答いただいたと思うんですけど、金額も分かれば教えてください。それで、維持管理に係る費用項目とどれほどの金額が毎年かかるのかなということも教えてください。よろしくお願いします。

○谷崎孝則総務課長

私のほうからは広報戦略推進事業の答弁をさせていただきます。

シールやチラシの作製数の計画、根拠について答弁いたします。

シールやチラシにつきましては、各3万枚作製をすることといたしております。目的といたしましては、本町のブランドメッセージであります「しろめし町 しろいし町」のブランドメッセージを特産物を通して全国に発信をするということを目的といたしております。町内で生産された品物を全て特産物として対象としていきたいと考えております。町民の皆様方にも御協力いただきながら「しろめし町 しろいし町」を盛り上げていきたいと考えております。

この枚数でございますけど、根拠といたしましては、ふるさと納税の返礼品で考えてみますと、年間4万件から5万件程度を取り扱っておりますので、ふるさと納税の返礼品以外も含めて本年度中で3万件程度の御協力をお願いしていきたいと思っております。あと、チラシにつきましても同じような内容でございます。

以上です。

○筒井 直商工観光課長

急速充電器の料金支払いの通信サービスについての御質問でございます。

まず、サービスが終了することによりどういった影響があるかということだったかと思います。現在、EVの急速充電器で利用しているNTTドコモの3G回線通信サービスが令和8年3月31日に終了となりますので、令和8年4月から現在道の駅しろいしに設置している急速充電器が利用できなくなるということになります。

次に、機械耐用年数の経過とあるが使えなくなっているのかということですが、現在は使えます。ただ、先ほども申しましたように、利用しているドコモの3G回線通信サービスが来年3月に終了となるため、4月からは利用できなくなるということになります。

それで、次が維持管理や料金の会計は町かカンパニーかというような御質問だったかと思います。維持管理につきましては、道の駅しろいしの指定管理者である道の駅しろいしカンパニーで行っていただいています。EV急速充電器については、管理者である道の駅しろいしカンパニーが充電ネットワーク一般提携契約と認証課金システムサービス契約をそれぞれ1社と契約しております。充電の利用者の料金は各種会員カード等を使用して支払うこととなっております。EVをお持ちのユーザーの多くは、何らかのカード会員になっておられまして、会員が支払った分は3箇月に1度、充電ネットワーク一般提携を結んだ業者から道の駅しろいしに振り込まれております。また、非会員分、会員になってらっしゃらない方は、自分たちのクレジットカードで支払いをされて、年に1回、認証課金システムサービス契約を結んでいる業者から道の駅しろいしに振り込まれるようになっております。

料金について確認しているものが直近の3箇年だったので、そこでお答えをさせていただきます。

令和5年度1,476回に対しまして料金合計は95万3,933円となっております。ただ、これにつきましては、支払い方法が変わりまして、令和4年度分も含まれております。それまでは年に1回支払いというものが3箇月に1回という支払いに変わったのが令和5年度で、ちょっとそこの分で95万3,000円と多くなっております。令和4年と令和5年の内訳については確認ができておりません。それで、令和6年度につきましては1,066回、これに対しまして33万6,614円、令和7年度は4月から8月で298回、これについては現在振込はまだ確認をされております。

あと、維持管理に係る費用項目と金額ということによろしいでしょうか。

まず、急速充電器専用の火災保険、これが年1万4,100円です。それで、認証課金システムのサービス利用料、これが年5万2,800円、それで、修繕対応は町で行っておりますが、今まで修繕対応したことは1回だけです。それで、電気料金につきましては、施設一帯で支払いをされておりますため正確には分からないんですが、道の駅の電力使用量、充電器の充電量などから充電に要した分を計算いたしますと、令和6年度では道の駅電気量が年間35万9,396キロワットアワーで、そのうち充電された量が6,724キロワットアワーなので、計算上、約16万4,000円ほどとなりまして、これに待機電力が加わって請求されていると思っております。

以上です。

○溝上広行議員

3G回線を使ってたということですね。

そしたら、何かその3G回線の部分だけ新しく、例えば4G、5Gに替えてとかというのは、機器的にはもう無理だったという感じですかね。そこが分かれば。

○筒井 直商工観光課長

基盤だけの交換というのも可能ではございます。しかしながら、先ほど耐用年数のお話もいたしました。が、実質耐用年数6年という中でも故障が来やすいのが8年目から10年目と言われておりました。私どもも実例も把握しているところです。そういったことで、道の駅に設置している急速充電器は、今現在7年目、それで来年の令和8年2月から8年目となりますので、今回本体も同時に交換という判断をいたしております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

次に、26ページの土木費から最後まで、質疑はありませんか。

○田島隆一議員

説明資料の9ページで、工事範囲が決定したことからの工事の発注、電信柱のことなんです。電信柱の支柱の移転補償を行うというところで、当初予算の折にその電信柱の支柱を移転するというのが考えられていたのか、いなかったのか。もし当初の当初予算にそれがあつたら、その補正予算はないんじゃないかなと思っているんです。

2つ目に、現在予定している建築費、物価高騰によって材料費とか人件費等が高騰化すると思われるんですけども、また通学路や洪水対策に係る予算も必要になると思われるんですよ。今白石中学校から大井までののがやっと今舗装ができるような状態で、まだ橋が完成してないんですけども、そういうところの予算も必要だと思っているんです。そこで、今現在考えておられる建築費、またその通学路とか、あと5年後なんですけど、どれぐらいになると考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

最後の3つ目が、建築費が高騰した場合の国庫の補助金やその他の補助金等があると思いますが、それも当然上がってくるのか、今現在のものでの補助金の価格なのか、その辺も併せてお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、電柱移転のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

予算内容説明書の中に工事範囲が決定をいたしましたというふうに記載をしておりますが、申し訳ございません。地盤改良の工法が決定をしたということで、すみませんが、訂正のほうをお願いいたします。

電柱の移転補償につきましては、当初より移転が必要ということで、電柱所有者である九州電力と協議をしていたところでございます。しかしながら、移転先の土地の所有者の承諾が得られなかったというところから、移転が必要な支柱と併せまして本柱も一緒に移転をしてはどうかというところで検討をいたしたところでございますが、移転費用が高額になったというところから、再度土地所有者と協議を行ってもらい、今回仮での移設の承諾が取れたことにより補正をお願いしたところでございます。

なお、当初計上してる分については、小学校予定地内にも電柱が2本既にごございました。この分については、農事用の電柱ということで、その電柱自体は最後移転ではなく廃止という形になるというところから、その分の2本分だけを当初で計上させていただいたところでございます。

それと、通学路とか工事に係る費用、人件費等が高くなってるが、どうなっているのかという御質問でございます。

現在、造成工事や建築工事に係ります実施設計を進めているところでございます。詳細分については検討を現在進めているところで、建設費につきましては、詳細がある程度まとまった段階で説明をさせていただきたいと思っております。また、通学路につきましては、新しい学校づくり準備委員会の中で検討をしていくこととなりますが、道路等の整備をお願いするところも出てくる可能性がありますので、早めにその分については検討していきたいというふうに考えております。

それと、3番目に建設費の高騰に対する国の補助金という御質問でございます。

こちらにつきましては、新設小学校の建設につきましては、文科省所管の補助金を活用して建設を行うことといたしております。議員が申されますように、近年は人件費や建設費、資材の高騰によりまして、建設費も上昇しているところでございます。文科省の補助金については、補助基準建設単価に建設面積と補助率を乗じた金額が補助されるという形になっております。その補助基準建設単価についても、近年の建設費用の上昇に伴い、単価の見直しも行われているところでございます。

以上です。

○田島隆一議員

合同の白石中学校が建築されたときに、通学路のほうで渋滞がすごく起こるんですよ。だから、ちょっと思ったのは、その通学路の整備、あと交通対策の整備等が先に進められることが必要じゃないかなと思ったんです。それで、その予算は建築費の中に入っていないわけなんでしょう。ちょっとその辺もお願いします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

今回の新設小学校の建設につきましては、新しい学校づくり課だけではなく、建設課、農村整備課、ほかの関係課と併せて協議を行っておるところでございます。先ほど申されました道路の整備、また水路の整備等につきましても、一緒に今協議を行っておるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串恭隆企画財政課長

先ほど吉岡議員についてお答えをした中で、1つ訂正をお願いしたいと思います。役場のほうで管理してる車の台数を「43台」と申し上げましたけれども、「42台」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに。

○前田弘次郎議員

タブレットの説明資料9ページですね。住民協働・道路等環境整備事業費の400万円、ここで要望量調査を実施し、9地区から要望がありとありますが、まずこの9地区の場所ですね。9地区というのは9箇所が要望を出されたということですね。その中から今回4地区に補正をつけたということによろしいんですね。その9地区の場所と4地区の場所、その4地区だけ選んだ理由、残りの5箇所じゃなく、この4地区を先にしたということでしょう。それでいいですよ。そうした理由もお願いします。

○鶴田浩紀建設課長

まず、そしたら住民協働・道路等環境整備事業の要望量調査、まずこれは道路等環境整備事業のほうなんですけれども、年度末に要望量調査をいたしましたところ、9箇所と言ったほうがいいと思います。まず中区のほうです、それから深浦区、それから岡崎、六府方、川津、それから中郷、それから神辺、そして北川、そしてこの北川のほうがちょっと2箇所別々の箇所を要望されていまして、合計9箇所というふうになっております。

そして、先に既決予算分が300万円ございましたので、その分につきましては抽せんをさせていただいております、先に中区と、それから深浦区、この分はもう既決の予算で確定をさせていただいております。そして、あと残ったその4地区分なんですけれども、7年度に事業が可能な地区ということで、六府方、それから川津、それから中郷、北川、この4地区が7年度中に施工が可能ということでございました。それで、残りの地区については、7年度は厳しいということでしたので、8年度の当初予算のほうで計上させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

○吉岡正博議員

予算書の37ページ、タブレットでは39ページになりますけれども、こちらに総括表というのがついておりまして、この中の給与費の報酬が1,041万円増額、それから退職手当負担金が400万円増額となっておりますけど、この内容を教えてください。

すみません。予算書の中身を詳しく見れば分かるんですが、ちょっと見つけきれませんでしたので、お願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

まずは、報酬のほうですね。1,041万円の増というところでございますけど、報酬が増加いたしました主な理由といたしましては、業務量の増加や育児休業、休職の職員などの対応等で追加で会計年度任用職員を配置をする必要があったというところで、会計年度任用職員の配置分について872万1,000円の増でございます。そのほか、国勢調査の調査員の報酬の増の分が152万8,000円の増、ここは当初予算では5年前の国勢調査の報酬額で算出をしていたと。まだ現行の報酬金額が示されていなかったというところがございまして、今回補正をさせていただいております。あと、発掘調査の調査員の報酬を16万1,000円追加をいたしております。この3件の分が報酬の増の分の説明でございます。

あと、時間外手当でございましたかね。（「期末手当、420万円」と呼ぶ者あり）期末手当ですね。（「いや、退職手当」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。

退職手当組合負担金の増の分につきましては、これは当初予算では令和7年4月の給料月額で1年間の支給額を計算をいたしております、今回の補正で改めて新規採用職員及び会計年度職員の給料額や定期昇給などを勘案した金額で年間支給額を再計算をいたしまして、今回の補正で増額をさせていただいております。

以上でございます。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上広行議員

説明資料の9ページ、タブレットだと11ページで、白石地域新設小学校建設整備費のことでお尋ねです。

補正理由で、先ほど、範囲じゃなくて工法が決定したということで訂正だということですけど、それでもちょっと分からないので、補正理由の意味をもう少し詳しく知りたいんですけど。そもそも造成工事の実施計画はどこまで行うものなのかなというのと、その開校までのスケジュールを考慮して地盤改良の工法が決定したというその意味が、すみません、分からなくて、もう少し詳しく教えていただきたいなど。

それで、造成工事積算業務というのは、当初から必要であると想定できなかったのかなと思ったんですけど、想定できなかったら何で想定できなくて今上がってきたのかということの説明をいただければなと思います。よろしく申し上げます。

○永石 敏新しい学校づくり課長

まず、造成工事の実施設計はどこまでなのかという問いにお答えをさせていただきたいと思います。

この造成工事の実施設計につきましては、建築に係る部分を除く全ての項目という形になりますので、土地の造成工事に必要な給水、排水計画や軟弱地盤の解析と沈下に対します対策方法の検討、また調整池の設計や道路詳細設計や、今回につきましては開発行為の申請までが今回の業務という形になっております。

それと、開校までのスケジュールと地盤改良の工法の決定のところになりますが、今回の地盤改良の目的は、白石平野特有の軟弱地盤のほうに盛土を行うことによる沈下対策や、周辺地盤への影響を抑えるための地盤改良の工事になるところです。沈下対策の工法につきましては、軟弱地盤の水分を排水しながら荷重、重しをかけて沈下を促す方法や、改良材を使いながら軟弱地盤層を固める方法、また発泡スチロールなどの軽量の資材を使い沈下を抑える方法など各種ある中で、施工にかかる時間、また費用を考慮いたしまして、時間と、あと沈下による建物と建物の周辺の地盤の差が10センチ以内に収まるまでの沈下時間が各種工法で違いがあることから、開校までのスケジュールを考慮し、地盤改良の工法を現在の工法に決定をしたというところでございます。

それと、積算委託は当初から想定できなかったのかというところでございます。

この地盤改良につきましては、基本設計のときから地盤の改良については施工をする必要があるということで認識はしておりました。しかしながら、地盤改良や盛土による周辺地盤への影響を防ぐ工法は、先ほど申しましたように数通りあり、それぞれ工事にかかる費用や時間が異なってまいります。今回の積算業務は改良工事の内容により委託金額が異なることから、工法が決定した今回、地盤改良の工事に係る積算業務委託の補正をお願いしたいということで考えております。

以上です。

○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第55号「令和7年度白石町一般会計補正予算(第5号)」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○内野さよ子議長

日程第3、議案第56号「令和7年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第56号「令和7年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○内野さよ子議長

日程第4、議案第57号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第57号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○内野さよ子議長

日程第5、ただいま町長から追加議案が提出されました。

上程されました追加議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

町議会の皆さん、お疲れさまでございます。連日御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、議案を1件追加提案させていただきたいので、提案理由を御説明申し上げます。

す。

追加提案する議案第58号「学校施設環境改善交付金事業白石町立福富小学校改修工事請負契約について」でございますが、主に福富小学校の校舎並びに体育館の改修工事をするものでございます。

工事の内容といたしましては、設置年数が長くなった空調設備の更新並びに特別教室等への新規設置をはじめ、校舎や体育館の玄関にスロープを設置することや、体育館にW i - F i 環境の整備等を行うものでございます。

契約方法につきましては、指名競争入札により行い、契約金額は消費税込みで8,558万円、契約の相手方は富士建設株式会社でございます。

当該契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。どうか十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

10時19分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月16日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 南里 隆司

署名議員 田島 隆一

事務局長 中原 賢一